

吹田市立佐竹台小学校PTA規約

第1章 名称

第1条 本会は、吹田市立佐竹台小学校PTAという。

第2条 本会は、吹田市立佐竹台小学校に置く。
大阪府吹田市佐竹台4-12-1

第2章 目的及び活動

第3条 本会は、会員相互が協力して学校と家庭と社会との関係を一層緊密にして、児童の健全な成長をはかるように努力する。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

1. よい保護者、よい教職員になるよう努力する。
2. 児童の生活指導と福祉に関して協力する。
3. 教育環境の整備と充実のために協力する。
4. その他目的を達成するために必要な活動をする。

第3章 方針

第5条 本会は教育を本旨とする民主的団体として次の方針に基づき活動する。

1. 本会の本旨に則した他の団体及び機関と協力する。
2. 本会は自主的なものであって、他の如何なる団体の支配干渉を受けてはならない。
3. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的としない。
4. 本会、又は本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
5. 学校の人事、その他の管理には干渉しない。

第4章 会員

第6条 本会の会員になることができる者は、佐竹台小学校在籍児童の保護者、及び同校教職員で本会の趣旨に賛同し、加入届を提出し受理された者とする。保護者会員は、その児童が卒業又は転校した時点で会員資格を失う。教職員会員は、勤務校の異動により会員資格を失う。この場合、退会届の提出は不要とする。また、会員は任意で退会することができ、退会を希望する者は退会届を提出し、受理された時点で会員資格を失う。

第 7 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。会費は、一家庭につき一定額を毎月納めるものとする。会費は、一家庭月額250円とし、途中退会の場合、支払い済みの会費は返金しない。

第 8 条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第 5 章 会 計

第 9 条 本会の経費は、会費及び、その他の収入をこれにあてる。会費の額を決定する場合は総会の承認を必要とする。

第 10 条 本会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

第 11 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第 12 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 役員 の 資 格、任 務、任 期

第 13 条 本会の役員は、本会の会員の中から選出し、次の通りにする。

- | | | | |
|--------|--------|-------|-----------|
| 1. 会長 | 1 名 | 保護者 | |
| 2. 副会長 | 1 名 以上 | 保護者 | |
| 3. 書記 | 2 名 以上 | 教職員 1 | 保護者 1 名以上 |
| 4. 会計 | 2 名 以上 | 教職員 1 | 保護者 1 名以上 |

第 14 条 役員 の 選 出 は、次 の 通 り と す る。

1. 役員は、総会において多数決等の方法により民主的に選出する。
2. 役員に欠員が生じた場合は、役員 の 判 断 で 決 定 す る。

第 15 条 役員 の 任 務

1. 会長は、本会の代表会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を務める。
3. 書記は、会の記録及び文書関係の庶務を行う。
4. 会計は、会の経理事務にあたり財産を管理する。

第 16 条 役員 の 任 務 は、4 月 1 日 より 翌 年 3 月 31 日 までの 1 年 と し、再任しても差し支えない。

第7章 会計監査

- 第17条 本会の経理を監査するために、2名の会計監査役を置く。会計監査役は、前年度の会計担当者をもって充てることを原則とする。
- 第18条 会計監査は必要に応じて随時、会の会計監査を行いその結果を定期総会に報告する。会計監査役の選出及び任期は役員に準ずる。また、会計監査役は総会において、自身が関与した会計監査報告書に関する議案についてのみ議決権を持たないが、それ以外の議案については議決権を有する。

第8章 総会

- 第19条 総会は、全会員をもって構成された本会の最高決議機関とし、年2回、招集又は書面若しくは電磁的方法により開催する。但し、運営委員会が必要と認めた場合、又は会員の5分の1以上の要求があった場合は、速やかに、招集又は書面若しくは電磁的方法による臨時総会を開かなければならない（以下、総称して『総会』という）。
- 第20条 総会は、会員総数の5分の1以上出席しなければ、その議事を審議し議決することができない。招集の場合は、委任状を以て代えることができる。
- 第21条 総会の議決には、議決権行使書の提出者又は出席者の過半数の同意を要する。
- 第22条 総会を開くには、その目的場所をあらかじめ通知しなければならない。
- 第23条 総会の議長は、その都度選出する。

第9章 ボランティア団体

- 第24条 佐竹台小学校PTAは、ボランティア団体（以下、総称して『同団体』という）を設ける。同団体は、総会において承認を得た、学校公認のボランティア団体として位置付けられる。また、運営委員会が必要と認めた場合は、特別委員会を設けることができる。
- 第25条
1. 目的
同団体は、児童の健全育成、及び学校教育活動の充実を目的として、保護者・地域住民・教職員が協力し合い、ボランティア活動を行うことを目的とする。
 2. 構成員
同団体の構成員は、本会の会員・非会員を問わず、本会の目的に賛同し、参加を希望する佐竹台小学校在籍児童の保護者、及び同校教職員とする。また、構成員は、随時参加

・退会することができる。

3. 活動費用

同団体の活動における予算案は、事前に総会において承認を得なければならない。

第10章 運営委員会

第26条 運営委員会は、本会の役員及び学校関係者、任意の各ボランティアリーダーで構成され、PTA活動の計画・運営及び重要事項の審議・決定を行う。

第27条 運営委員会の任務は、次の通りとする。

1. 総会の決議事項の運営。
2. 総会に提出する議案の作成ならびに検討。
3. 本会の役員で立案された事業計画の審議検討と、必要事項の処理。
4. 議決は、議決権行使書の提出者又は出席者の過半数以上の同意を要する。

第28条 運営委員会は、必要に応じて年に数回、招集又は書面若しくは電磁的方法により開催する。その他会長が必要と認めたとき又は構成員の4分の1以上の要求があった時は開催する。

第11章 個人情報の取り扱い

第29条 本会の個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法に基づき、個人情報取扱細則を定め、個人情報の取り扱いを行う。

第12章 細則

第30条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の決議を経て定める。

第31条 運営委員会は、細則を制定又は改廃した場合、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第13章 規約の改正

第32条 規約の改正は、総会において多数決によって行うことができる。

付 則

本会は、昭和 38 年 2 月 1 日に結成発足する。

本規約は、昭和 38 年 2 月 15 日から施行する。

本規約（改正）は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

本規約（改正）は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

本規約（改正）は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

本規約（改正）は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

本規約（改正）は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

本規約（改正）は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

本規約（改正）は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

本規約（改正）は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

本規約（改正）は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

本規約（改正）は、平成 18 年 5 月 14 日から施行する。

本規約（改正）は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

本規約（改正）は、平成 21 年 6 月 10 日から施行する。

本規約（改正）は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

本規約（改正）は、平成 27 年 2 月 21 日から施行する。

本規約（改正）は、平成 30 年 6 月 3 日から施行する。

本規約（改正）は、令和 2 年 2 月 20 日から施行する。

本規約（改正）は、令和 3 年 9 月 27 日から施行する。

本規約（改正）は、令和 6 年 2 月 21 日から施行する。

本規約（改正）は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

本規約（改正）は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

細則

個人情報取扱細則

第1条 目的

吹田市立佐竹台小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を計るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員・委員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

第2条 責務

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 管理者

本会における個人情報の管理者は、本会会長とする。

第4条 取扱者

本会における個人情報の取扱者は、本会本部役員とする。

第5条 第1章 秘密保持義務

個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5条 第2章 ボランティア活動における情報の取扱い

- (1) PTA活動およびボランティア活動に従事する者は、活動を通じて知り得た児童、教職員その他関係者に関する情報について、正当な理由なく第三者に開示し、又は外部へ漏えいしてはならない。
- (2) 前項の情報には、個人情報に限らず、以下の内容を含むものとする。
 - ・児童の氏名、容貌、行動、発言等
 - ・学級、学校内における出来事や状況
 - ・学校運営、指導方針その他内部情報

第5条 第3章 撮影およびインターネットへの掲載の禁止

PTA活動およびボランティア活動中において、学校の許可なく写真または動画の撮影を行ってはならない。また、活動を通じて知り得た情報、又は学校の許可を得て撮影した写真・動画等であっても、SNS、ブログその他不特定多数が閲覧可能な媒体に掲載することを禁止する。

第6条 収集方法

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

第 7 条 利用

取得した個人情報、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 役員名簿、委員名簿、委員履歴名簿の作成
- (3) PTA活動に関する業務

第 8 条 利用目的による制限

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第 9 条 管理

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第 10 条 保管及び持出し等

個人情報、個人情報データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。原則持ち出し禁止とするが、やむを得ず、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

第 11 条 第三者提供の制限

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第 12 条 第三者提供に係る記録の作成等

個人情報を第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

第 13 条 第三者提供を受ける際の確認等

第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名

- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第 14 条 情報開示等

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第 15 条 漏えい時等の対応

個人情報を漏えい（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第 16 条 研修

本会本部役員・委員に対して、定期的に、個人情報の取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

第 17 条 苦情の処理

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第 18 条 細則の変更

改正に際しては、規約第 29 条及び第 30 条の定めに従う。

付 則

細則の発行 この細則は令和 2 年 2 月 20 日から施行する。

本細則（改正）は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

慶弔金と見舞金細則

第 1 条 会員及び家族の死亡に際しては、下記の規定により給付する。

	弔費
会員	10,000円
本校児童	10,000円
会員配偶者	10,000円
会員同居家族（ただし一親等にかぎる）	5,000円

第 2 条

1. この規定による見舞い及び弔意については、返礼を要しない。
2. 別途、供花を贈る場合は学校の規定に沿う。
3. 会員の火災による被災については、運営委員会の協議により見舞金を給付することができる。
4. この規定によりがたい事例が生じた場合は、運営委員会の協議により、慣例に従って実施する。

付 則

細則の発行 この細則は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

PTA会計に関する細則

第1条 目的

本規程は、PTA会計の適正な運営を図り、会費その他の財産が不正に使用されることを防止することを目的とする。

第2条 会計責任者

1. 会計業務は会計担当役員が行う。
2. 会計担当役員は単独で支出決定することはできず、必ず予算案を作成し、総会の承認を得なければならない。

第3条 収入の管理

1. 会費その他の収入はすべて金融機関口座に入金し、現金での保管を禁止する。
2. 現金を使用する場合は、立替精算方式とし、購入品目が明記されたレシート又は領収書を添付しなければならない。

第4条 支出の承認

1. 予算外の支出は、金額の多少にかかわらず運営委員会又は総会の承認を得なければならない。
2. 本会の予算は、吹田市立佐竹台小学校PTAが管理し承認した団体以外への使用を認めない。

第5条 禁止事項

次のいずれかに該当する支出は一切認めない。

1. 個人への金銭的利益を伴う支出（例：商品券、ギフトカード、換金性のある物品）
2. 私的な飲食・交際費・贈答品
3. 領収書等の証憑がない支出

第6条 帳簿・証憑管理

1. すべての収支は会計帳簿に記載し、領収書・契約書その他証憑を添付しなければならない。
2. 帳簿及び証憑は、5年間保存する。

第7条 会計報告

1. 会計担当役員は、年2回の会計監査後に収支状況を運営委員会で報告する。
2. 年度末には会計監査を行い、次年度上期総会にて決算報告を行い、承認を得る。
3. 決算報告はすべての会員に公開する。

第8条 会計監査

1. 会計監査役は、原則として2名とする。会計監査役は、前年度の会計担当者から選出することを基本とするが、事情により選出が困難な場合は、総会において別途選出することができる。
2. 会計監査は、年2回（上期・下期に各1回）、帳簿及び証憑の監査を行う。

3. 不正の疑いがある場合は、直ちに運営委員会に報告し、必要に応じて学校及び関係機関に通知する。

第 9 条 改正

本規程の改正は総会の承認を経て行う。

付 則

細則の発行 この細則は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

さたけっ子サポーターの運営に関する細則

1. さたけっ子サポーターは、PTA会員および非会員を問わず、所定の方法により登録し、活動することができるものとする。
2. さたけっ子サポーターは、PTA活動を補完する任意のボランティア組織とし、その活動は学校およびPTAと連携して行うものとする。
3. さたけっ子サポーターの各活動には、当該活動を統括する活動責任者を置くものとし、リーダーおよびサブリーダーを含め、その構成人数は概ね3名とする。
4. 前項に定める活動責任者は、PTA会員であることを必須とする。
5. 活動責任者は、各活動の円滑な運営を目的として、以下の役割および権限を有するものとする。
 - (1) ボランティア管理アプリ（Hiアプリ）の管理者として、活動情報の掲載、参加者の管理等を行うこと。
 - (2) 活動運営上必要な範囲において、参加者の氏名等の個人情報を取り扱うこと。
 - (3) 活動に追加のボランティアが必要となった場合には、所定の方法によりポイントを付与したうえで、ボランティアの募集を行うこと。
6. 活動責任者は、個人情報の取扱いにあたっては、PTAの定める方針および関係法令を遵守し、適切に管理するものとする。
7. PTA室の利用については、活動責任者の管理の下で使用を認めるものとし、使用にあたっては事前に予約を行うものとする。
8. 本細則に定めのない事項については、別に定める内規に基づき運営するものとする。

付則

細則の発行 この細則は令和8年4月1日から施行する

内規

さたけっ子サポーター運営内規

第1条（目的）

本内規は、さたけっ子サポーターの円滑かつ安全な運営を行うため、必要な事項を定めるものとする。

第2条（登録）

1. 登録は、所定の方法により行うものとし、登録は、運営委員会が定める所定の方法により行うものとし、原則として管理アプリ（Hiアプリ）を使用する。
2. 登録者は、活動内容および注意事項を理解したうえで参加するものとする。

第3条（活動責任者）

1. 活動責任者は、各活動の企画・運営・連絡調整を行う。
2. 活動にあたっては、本部役員および学校と必要に応じて連携するものとする。

第4条（責任の所在）

各活動における運営上の責任は、当該活動の活動責任者が負うものとし、問題が生じた場合は本部役員と協議のうえ対応する。

第5条（PTA室の利用）

1. PTA室の利用は、活動責任者の管理の下で使用を認める。
2. 利用の際は、事前に所定の方法で予約を行うものとする。
3. 使用後は、備品の整理および原状回復を行うものとする。

第6条（備品・物品の管理）

活動で使用する備品・物品については、丁寧に取り扱い、破損・紛失が生じた場合は速やかに本部役員へ報告する。

第7条（個人情報の取り扱い）

登録者の個人情報は、活動運営の目的にのみ使用し、適切に管理するものとする。

第8条（見直し）

本内規は、必要に応じて見直しを行うものとする。

附則（特例措置）

本規約第6章 第13条において、本部役員の構成人数を保護者「4名以上」と定めているが、令和8年度に限り特例として、本部役員3名でPTA活動を行うことができるものとする。なお、本附則は令和8年度の活動にのみ適用するものとする。